



平成 30 年 3 月 30 日

各 位

会社名 マルマン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金 在昱  
(コード番号：7834)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 鈴木 正道  
(TEL：03-3526-9970)

**MarumanKorea Co.,Ltd. (マルマン코리아 カンパニーリミテッド) による当社株券に  
対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

MarumanKorea Co.,Ltd. (以下、「公開買付者」といいます。)が平成 30 年 2 月 15 日から実施して  
おりました当社の普通株式 (以下、「当社株式」といいます。)に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」  
といいます。)が平成 30 年 3 月 29 日をもって終了しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 30 年 4 月 5 日をもって、当社の親会社及びその他の関係会社に異動  
が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より添付資料「マルマン株式会社株券 (証券コード：7834) に対す  
る公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受  
けました。

II. 親会社及びその他の関係会社の異動について

1. 異動予定年月日

平成 30 年 4 月 5 日 (本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動に至った経緯

当社は、公開買付者より本公開買付けの結果について、当社株式 5,756,200 株の応募があり、  
応募株式の総数が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限である 3,165,000 株を取  
得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合に  
は、平成 30 年 4 月 5 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付けで、公開買付者は、当社の総株主  
の議決権に対する所有割合が 37.69%となるため、当社のその他の関係会社に該当することとな  
ります。

また、公開買付者の親会社である Mozart Advisors Korea Limited (以下、「MAK」とい  
います。)とその親会社である Orchestra Private Equity 第 1 号私募投資合資会社 (以下、「O P  
E 1」といいます。)は、MAKが直接保有する当社株式と公開買付者が本公開買付けの決済後  
に保有する当社株式を合算した所有割合が 51.00%となり、MAK及び O P E 1 は当社の親会社  
に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社となる株主

Mozart Advisors Korea Limited (モーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド)

① 名 称	Mozart Advisors Korea Limited	
② 所 在 地	大韓民国ソウル特別市瑞草区沙平大路 12 ギル 55、5B号	
③ 代表者の役職・氏名	理事 金 在昱	
④ 事 業 内 容	大韓民国の「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づく「経営参加私募集合投資機構の投資目的会社」として他の会社への投資	
⑤ 資 本 金	77,415 百万ウォン	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 29 年 6 月 9 日	
⑦ 純 資 産	76,573 百万ウォン (平成 29 年 12 月 31 日現在)	
⑧ 総 資 産	76,579 百万ウォン (平成 29 年 12 月 31 日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率	Orchestra Private Equity 第 1 号私募投資合資会社 100%	
⑩ 当社と当該会社の関係	資本関係	当該会社は、当社普通株式 2,294,200 株を保有しております。 また、当該会社が 100%の株式を保有する MarumanKorea Co.,Ltd.は、当社普通株式 3,327,200 株を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である金在昱氏は、当該会社の代表者(理事)であります。
	取引関係	該当事項はありません。

Orchestra Private Equity (オーケストラ プライベート エクイティ) 第 1 号私募投資合資会社

① 名 称	Orchestra Private Equity 第 1 号私募投資合資会社	
② 所 在 地	大韓民国ソウル特別市瑞草区沙平大路 12 ギル 55、5B号	
③ 設 立 根 拠 等	大韓民国の資本市場と金融投資業に関する法律	
④ 組 成 目 的	会社財産を運用し、その収益を社員に分配することを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成 29 年 6 月 7 日	
⑥ 業務執行組合員の概要	名 称	Orchestra Advisors Korea Limited
	所 在 地	大韓民国ソウル特別市中区世宗大路 136, 21 階
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表者理事 金 在昱
	事 業 内 容	投資業
	資 本 金	150 百万ウォン
⑦ 当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要	該当事項はありません。	

⑧ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社(役員・役員関係者・大株主を含む)と当該ファンドの間の関係	当該会社が100%の株式を保有するMozart Advisors Korea Limitedは、当社普通株式2,294,200株を保有しております。 また、Mozart Advisors Korea Limitedが100%の株式を保有するMarumanKorea Co.,Ltd.は、当社普通株式3,327,200株を保有しております。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社の代表取締役社長である金在昱氏は、当該業務執行組合員の代表者(理事)であります。

(2) 新たにその他の関係会社となる株主

① 名称	MarumanKorea Co.,Ltd. (マルマン코리아カンパニーリミテッド)	
② 所在地	大韓民国ソウル特別市江南区永東大路511 トレードタワー34階(三成洞)	
③ 代表者の役職・氏名	代表理事 金錫根 代表理事 金在昱	
④ 事業内容	ゴルフ関連用品、衣類、健康補助食品及び雑貨の卸・小売他	
⑤ 資本金	3,065百万ウォン	
⑥ 設立年月日	平成15年4月9日	
⑦ 純資産	5,832百万ウォン(平成29年9月30日現在)	
⑧ 総資産	24,382百万ウォン(平成29年9月30日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率	Mozart Advisors Korea Limited 100%	
⑩ 当社と当該会社の関係	資本関係	当社株式3,327,200株を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である金在昱氏及び取締役である金錫根氏は、ともに当該会社の代表理事であります。
	取引関係	当該会社は、当社から製品を仕入れ、大韓民国において販売いたしております。 また、当社と商標使用契約を締結し、当社の保有する商標を使用した製品の製造販売を行っております。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) Mozart Advisors Korea Limited

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主及びその他の関係会社	22,942個 (13.33%)	33,272個 (19.31%)	56,214個 32.63%	第3位
異動後	親会社	22,942個 (13.33%)	64,922個 (37.69%)	87,864個 (51.00%)	第3位

## (2) Orchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	56,214 個 32.63%	56,214 個 32.63%	—
異動後	親会社	一個 (—%)	87,864 個 (51.00%)	87,864 個 (51.00%)	—

## (3) MarumanKorea Co.,Ltd.

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆 頭株主	33,272 個 (19.31%)	一個 (—%)	33,272 個 (19.31%)	第1位
異動後	主要株主である筆 頭株主及びその他 の関係会社	64,922 個 (37.69%)	一個 (—%)	64,922 個 (37.69%)	第1位

※ 議決権を有しない株式として発行株式総数から控除した株式数 1,401 株

※ 本日現在（平成 30 年 3 月 30 日）の発行済株式総数 17,228,201 株

## 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、MAK及びOPE1が当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

## 6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて 5,756,200 株の応募があり、公開買付者は買付予定数の上限である 3,165,000 株を取得することとなりました。当社は、公開買付者が当分の間、安定株主として保有していくとの意向を受けており、当社と公開買付者は、今後、より密接な関係を構築していく予定であります。

以上

(参考) 平成 30 年 3 月 30 日付け「マルマン株式会社株券（証券コード：7834）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511  
トレードタワー34 階（三成洞）  
**株式会社マルマンコリア**  
代表理事 金 錫根

### マルマン株式会社株券（証券コード：7834）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社マルマンコリア（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 2 月 14 日に、マルマン株式会社（株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場、証券コード：7834、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 2 月 15 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 30 年 3 月 29 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 対象者の名称

マルマン株式会社

##### (2) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,165,000 株	一株	3,165,000 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,165,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数の上限（3,165,000 株）は、対象者が平成 30 年 2 月 14 日に提出した第 19 期第 1 四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 17,228,201 株から対象者が平成 30 年 2 月 14 日に公表した平成 30 年 9 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 29 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式（425 株）を控除した株式数（17,227,776 株）の 51.00%に相当する株式数（8,786,000 株。千株未満を四捨五

入)に、公開買付者らが本書提出日現在所有する対象者株式の数(5,621,400株)を控除して得られた株式数(千株未満を四捨五入)を記載しております。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

### (3) 買付け等の期間

#### ① 買付け等の期間

平成30年2月15日(木曜日)から平成30年3月29日(木曜日)まで(30営業日)

#### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金295円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,165,000株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行う旨、及び応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,165,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(5,756,200株)が買付予定数の上限(3,165,000株)を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年3月30日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	5,756,200株	3,165,000株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株

( )		
株 券 等 預 託 証 券 ( )	一株	一株
合 計	5,756,200 株	3,165,000 株
( 潜在株券等の数の合計 )	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	33,272 個	(買付け等前における株券等所有割合 19.31%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,942 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.32%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	64,922 個	(買付け等後における株券等所有割合 37.69%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,942 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.32%)
対象者の総株主等の議決権の数	172,268 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(5,756,200株)が買付予定数の上限(3,165,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行いました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

- ② 決済の開始日

平成30年4月5日(木曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募の受付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成30年2月15日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上